

○ 平成十年^{金融監督庁}大蔵省^{労働省}告示第二号（労働金庫法施行規則第四十五条第五項第三号、第十一号及び第三十八号の規定に基づく労働金庫又は労働金庫連合会の子会社が営むことのできる業務から除かれる業務等を定める件）

改正案	現行
<p>（銀行業、有価証券関連業、保険業又は信託業に付随し又は関連する業務に準ずる業務）</p> <p>第三条 規則第四十五条第五項第三十八号に規定する金融庁長官及び厚生労働大臣の定める業務は、次に掲げる業務とする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>（削る）</p> <p>四～六 （略）</p>	<p>（銀行業、有価証券関連業、保険業又は信託業に付随し又は関連する業務に準ずる業務）</p> <p>第三条 規則第四十五条第五項第三十八号に規定する金融庁長官及び厚生労働大臣の定める業務は、次に掲げる業務（労働金庫にあっては、第四号に掲げる業務を除く。）とする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 社債等登録法（昭和十七年法律第十一号）第二条に規定する登録機関の行う業務</p> <p>五～七 （略）</p>